

生	00	01	5年
(令和9年3月末まで保存)			

生 企 第 4 2 6 号
令 和 4 年 3 月 3 0 日

各 警 察 署 長 殿

生 活 安 全 企 画 課 長

クロスボウの取扱いに関する講習会及び考査の実施要領について

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「銃刀法」という。）第5条の3の2第1項に規定する講習会のうち、同法第4条第1項第1号の規定によるクロスボウの所持許可を受けていない者であって、新たに所持許可を受けようとする者に対して行うクロスボウ講習会（以下、「初心者講習会」という。）及び考査の運用要領については下記のとおりであるので、受講者に対する対応等の執務の参考とされたい。

記

1 講習内容

初心者講習会の内容は、クロスボウによる事件・事故を防止するため、クロスボウ所持者として特に習得しておかなければならないものに重点を置くこととし、具体的講習内容は、別添「初心者講習会の講習内容」のとおりである。

2 開催日時等の周知

- (1) 講習会の開催については、開催の日時、場所等を決定次第、県警ホームページに掲載して公表することとする。
- (2) 経過措置期間（令和4年9月14日まで）内に、事前にクロスボウ所持許可申請を行っている者に対しては、開催の日時、場所等を個別に知らせることとする。

3 考査時間

上記講習会終了後、続けて考査を実施するものとし、考査時間は60分とする。

なお、考査時間は、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第19条の2第3項に規定する講習時間（3時間以上5時間以内）には含まれない。

4 考査の出題数及び合格基準等

- (1) 50問の正誤式とし、配点は1問1点とする。
- (2) 合格基準は、おおむね45点以上とする。

5 その他

- (1) 合格者に対する講習修了証明書については、原則、即日交付する。
- (2) 「クロスボウ取扱読本」の交付は、講習会申込み時に行い、講習受講者が事前に学習できるように配慮すること。

担当 生活安全企画課
営業・危険物係
(令和4年4月1日以降
担当 生活保安課
営業・危険物係)

初心者講習会の講習内容

項 目	要 領	時 間
第1 クロスボウ所持者の責任と心構え		
1 社会的責任を果たすために (1) クロスボウを所持する者のマナー (2) 不適格者排除の必要性 2 事故の実態 (1) 事故の原因 (2) 具体的事故防止方策	クロスボウは、その取扱いを誤れば極めて危険なものであること、一定の厳しい条件を満たしている一部の者しか許可されないことを認識させ、規範意識を醸成する。 不適格者は排除しなければならないことを認識させ、遵法意識を芽生えさせる。 基本をおろそかにしたとき、危険な物を所持しているという自覚に欠けているときに事故が発生することを認識させる。	30分
第2 クロスボウの所持に必要な知識		
1 クロスボウの所持 2 所持許可制度 3 所持許可の更新とその手続 4 所持許可の失効とその後の手続 5 指示及び所持許可の取消し 6 クロスボウの所持についての遵守事項 (標的射撃が認められる場所を除く。) 7 クロスボウ射撃資格 8 クロスボウ射撃指導員	クロスボウの所持許可制度について理解させる。 クロスボウ所持者として、クロスボウの所持等について遵守しなければならない事項を認識させる。	150分
第3 クロスボウの使用、保管等の取扱い		
1 クロスボウの分類等 (1) クロスボウの分類 (2) クロスボウの機構及び安全装置 (3) クロスボウの威力と矢の最大到達距離等 2 クロスボウの使用、保管等についての遵守事項 (1) クロスボウの基本的取扱い (2) 標的射撃が認められる場所 (3) 使用前の注意事項 (4) クロスボウの保管の遵守事項	クロスボウの取扱い等について習熟させるとともに、クロスボウによる事故防止対策を習熟させる。 なお、講義に当たっては、講習会用DVD等視覚に訴える資料を活用するなどして、その効果的実施に努める。	120分